

埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議設置要綱

(目的)

第1条 性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を埼玉県及び県内市町村が連携して推進していくため、埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(内容)

第2条 連携会議は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策のうち次の事項を協議する。

- (1) 市町村間の連携や市町村の取組の課題に関すること。
- (2) 県と市町村の連携に関すること。
- (3) その他、市町村の施策について、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連携会議は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長、人権・男女共同参画課共生推進幹及び埼玉県内市町村の性の多様性に関する施策担当課（室）長をもって構成する。

- 2 議長は埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長に事故があるとき、又は欠けるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 3 構成員は、職員の中から指名する者を出席させることができる。
- 4 議長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 連携会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連携会議の構成員のうち別表に掲げる職員をもって構成する。
- 3 幹事長は、議長が指名する。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は欠けるときは、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 構成員は、職員の中から指名する者を出席させることができる。
- 7 幹事長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開・非公開)

第6条 連携会議及び幹事会は、原則、非公開とする。

(事務局)

第7条 連携会議の事務局は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営について必要な事項は事務局が定める。

附則

この要綱は、令和5年12月6日から施行する。

別表（第5条関係）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長及び人権・男女共同参画課共生推進幹・次に掲げる性の多様性に関する施策担当課（室）長
さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、本庄市、東松山市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、朝霞市 |
|--|